

## 騒音計貸出基準

2022年9月改定

(目的)

第1条 この基準は、騒音計の無償貸出について必要な事項を定め、貸出することにより、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(貸出対象)

第2条 騒音計貸出対象者は、市内に住居または事務所等を有する者とする。

(騒音計の貸出)

第3条 貸出する騒音計は別表に掲げるものとし、使用目的が適当であると認める場合に貸出することが出来る。

(貸出期間)

第4条 騒音計の貸出期間は1日を単位とし、7日以内とする。なお、7日目が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、翌営業日とすることができる。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(貸出手続)

第5条 騒音計を使用するものは、騒音計使用申込兼借用書(第1号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(使用制限など)

第6条 使用者は次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

- (1) 騒音計を使用目的以外に使用すること。
- (2) 営利を目的とした使用をすること。
- (3) 自己が借りた騒音計を第三者に転貸すること。

2 前項の規定に違反した時は、貸出を取り消すことがある。

(使用責任)

第7条 使用者は、貸出期間中、騒音計の維持管理を十分に行わなければならない。

2 騒音計の使用上発生した事故についての責任は、市は一切負わないものとする。

(弁償義務等)

第8条 使用者は、騒音計を破損又は紛失したときは遅滞なくその旨を市長に報告し、自己の負担により原型に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。

(返却)

第9条 使用者は、貸出期間満了の日までに当該騒音計を返却しなければならない。

別表

貸出用騒音計 RION 社製 (NL-22型 NL-32型 NA-60型)
---------------------------------------